

インボイス・電子取引 の実務対応

税理士法人Mパートナーズ

2023年8月2日(水)

～本日の内容～

- ▶ インボイス制度とは？
- ▶ 売手としての備え（発行する請求書、領収書）
- ▶ 買手としての備え（支払い側の確認事項）
- ▶ 電子帳簿保存法とは？
- ▶ 電子取引保存の実務対応
- ▶ まとめ

インボイス制度の確認

適格請求書（＝インボイス）とは？

売手が、買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段

⇒ 請求書、納品書、領収書、レシート、検収通知書など
書類の名称は問わない

消費税の計算において、**仕入税額控除**（事業者が払った消費税を差引くこと）を行う際にこのインボイスの保存が求められることになる。

消費税の納税義務者（申告しなければいけない人）の確認



基準期間

特定期間

課税事業者（納税義務あり）

消費税がかかる収入金額
（課税売上高）が1,000万円
超or以下

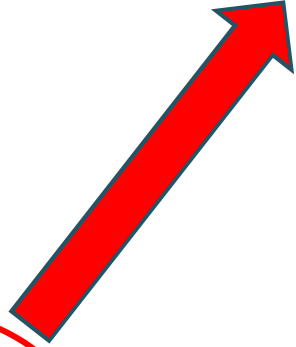
消費税がかかる収入金額
（課税売上高）又は給与支
払額が1,000万円超or以下



又は

「超」の場合は、当期 = 課税
事業者（申告必要）

「超」の場合は、当期 = 課税
事業者（申告必要）



「以下」の場合は、特定期間
の判定へ

「以下」の場合は、納税義務
なし

仕入税額控除とは？



この場合に納付する消費税額は？

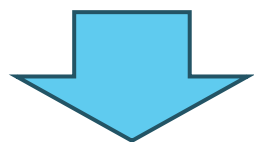
$$2,000\text{円} - 1,000\text{円} = 1,000\text{円}$$

↓
これが仕入税額控除 (ただ、払った消費税を差引いているだけ)

2023年10月1日以降

自社が、消費税の計算において仕入税額控除を受けるためには、受取ったインボイスの保管が必要！

逆に売手の立場に立つと、**売先の事業者が仕入税額控除を受けるために自社が発行したインボイスが必要**となる！



売手側としてやるべきことの確認

売手としての備え

自社発行書類の確認が最初！

- ①取引先に発行している書類の収集
- ②書類の様式を確認
- ③インボイスとする書類の確定
- ④インボイスとする書類に必要な項目を追加
- ⑤発行したインボイスの控えの保存方法を確定

※取引先が請求書の様式を指定している場合には、さらに対応に時間がかかる可能性もある。

取引先に発行している書類を確認



この中で取引先に消費税額を通知している書類はどれですか？

インボイス制度では、書類の名称に関係なく、インボイスの記載要件を満たしたものがインボイスとして取り扱われる。

それ以外の確認

取引の都度、請求書等の書類を交付していない取引（契約に基づく自動振替の収入など）について、既存契約書の内容を確認する必要あり。

インボイスとして必要な情報（**登録番号・適用税率・消費税額等**）の記載が、契約書上なかった場合

必要な追加情報を取引先に別途通知する必要あり

請求書の様式確認

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

②取引年月日

③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④税率ごとに区分して合計した対価の額（税込又は税抜）及び適用税率

⑤税率ごとに区分した消費税額等

⑥交付を受ける事業者の氏名又は名称

取引先から受取る 検収通知書や仕入明細書（支払通知書） をインボイスとする場合

【例】

自社の登録番号を
記載してもらおう

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号: T123456... (株) △△

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
∴	∴	∴	∴	∴
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

「送付後、一定期間内に連絡がない場合は、確認済みとします。」の文言を記載してもらい承認の手続きを簡素化させる。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等してもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

インボイスにおける消費税額の端数処理

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書	
〇〇(株) 御中	〇年11月30日 (株)△△
請求金額(税込) 60,197円	(T123...)
※は軽減税率対象	

1つのインボイスにつき税率ごとに1回とされています。

11/15	花	57	77	4,389	
11/15	肥料	57	417	23,769	
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

※ 端数処理

合算

1万円未満の返還インボイスが不要とされる場合

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて
返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

想定されるケースは、端数の値引、振込料の相殺が多いのでは？

税込1万円未満の限定

適用期限がないので、インボイス開始時からずっと続く規定

返還インボイスとは？

売上のマイナスが生じる際には、**返還インボイスを発行する必要があります。**

○ 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。

② XX年12月5日 販売奨励金支払明細書

△△商事株式会社
登録番号 T 012345...

販売奨励金支払額 13,160円

日付	品名	奨励金金額
11/1	野菜 *	540円
11/1	日本酒	1,100円
⋮	⋮	⋮

⑤ 合計 13,160円 内消費税 1,160円

8%対象	2,160円	内消費税	160円
10%対象	11,000円	内消費税	1,000円

*軽減税率対象

⑥ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能です。

適格返還請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

返還インボイスとは？

Point

前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上げに係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書		
(株)〇〇御中 XX年 12月 15日		
11月分 98,300円 (税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	りんごジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	りんごジュース ※	2,160円
...
合計		109,200円 (消費税9,200円)
10%対象		66,000円 (消費税6,000円)
8%対象		43,200円 (消費税3,200円)
値引き額		
10/12	りんごジュース ※	1,080円
...
合計		10,900円 (消費税900円)
10%対象		5,500円 (消費税500円)
8%対象		5,400円 (消費税400円)
請求金額		98,300円

※は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号
T1234567890123

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です（取引先ごとの継続適用が必要となります。）。

一番多い値引処理の仕訳例

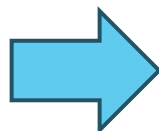
A者に対する売掛金500,000円について、振込料550円が差し引かれて振り込まれた。



預金	499,450	/	売掛金	500,000
支払手数料	550			



会計上の認識は、振込料手数料の負担。しかし、消費税法の認識は、売上の返品・値引に該当する。



入力時の消費税の課区税区欄に注意が必要。JDLの場合は、課区21を入力。その他のソフトの場合は、「返品値引等」を選択

2割特例とは？

ポイント
1

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ

《新しい計算方式》

【2割特例】

売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- ・ 仕入税額の実額計算不要
- ・ 業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
- ・ 事前の届出が不要

選択可能

《通常の計算方式》

【一般課税】

売上げに係る消費税額から

仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

仕入れや経費の額について、
実額で計算が必要

【簡易課税】

売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし
仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

- ・ 仕入税額の実額計算不要
- ・ 業種に応じたみなし仕入率を使用
- ・ 事前の届出が必要

先ほどの例でみると・・・



この場合に納付する消費税額は？

一般 2,000円 - 1,000円 = 1,000円

令和5年10月～令和8年9月

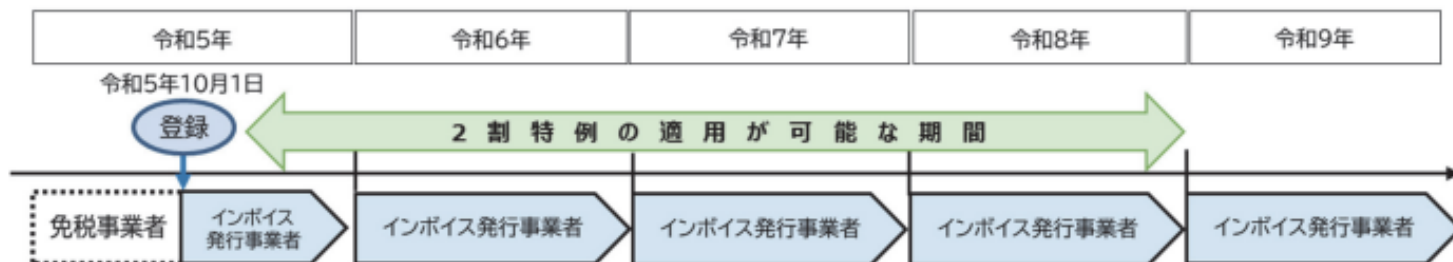
2割特例

2,000円 × 20% = 400円

負担減

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても**2割特例を適用可能**適用にあたっては**事前の届出は不要**であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

インボイスの登録をしなければ、免税事業者（消費税を納めなくてもいい事業者）であった事業者のみの適用

事前届出不要

令和5年10月
～令和8年9月までの
期間限定

一般と簡易課税の
どちらを選択してい
いても要件を満たし
ていれば使えます

2割特例の判定

【図7】 2割特例を適用できる・できない課税期間

(例) 免税事業者であった個人事業者が令和5年10月に登録を受けた場合 (基準期間における課税売上高のみ考慮した場合)

年分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
課税売上高	900万円	1,100万円	900万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用 <u>不可</u>	適用可	適用 <u>不可</u>

基準期間の課税売上高が1,000万円以下
であれば使える可能性も！

買手としての備え

対策の第一歩は現状把握！

- ①取引先から受け取っている書類の収集
- ②取引先のインボイスの登録番号を確認（登録しない可能性も）
- ③インボイスとする書類の確定
- ④インボイスの受取方法の確認（紙or電子）
- ⑤事前に受け取ったインボイスの様式確認（不足項目がないか）
- ⑥受取インボイスの保存方法を確定

※国税庁の公式サイトで支払先が「インボイス発行事業者」であることを確認。

取引先から受け取っている書類を確認



この中で消費税額が記載されている書類は
どれですか？

インボイス制度では、書類の名称に関係なく、
インボイスの記載要件を満たしたものが
インボイスとして取り扱われる。

買手の場合仕入以外の経費にも注意！

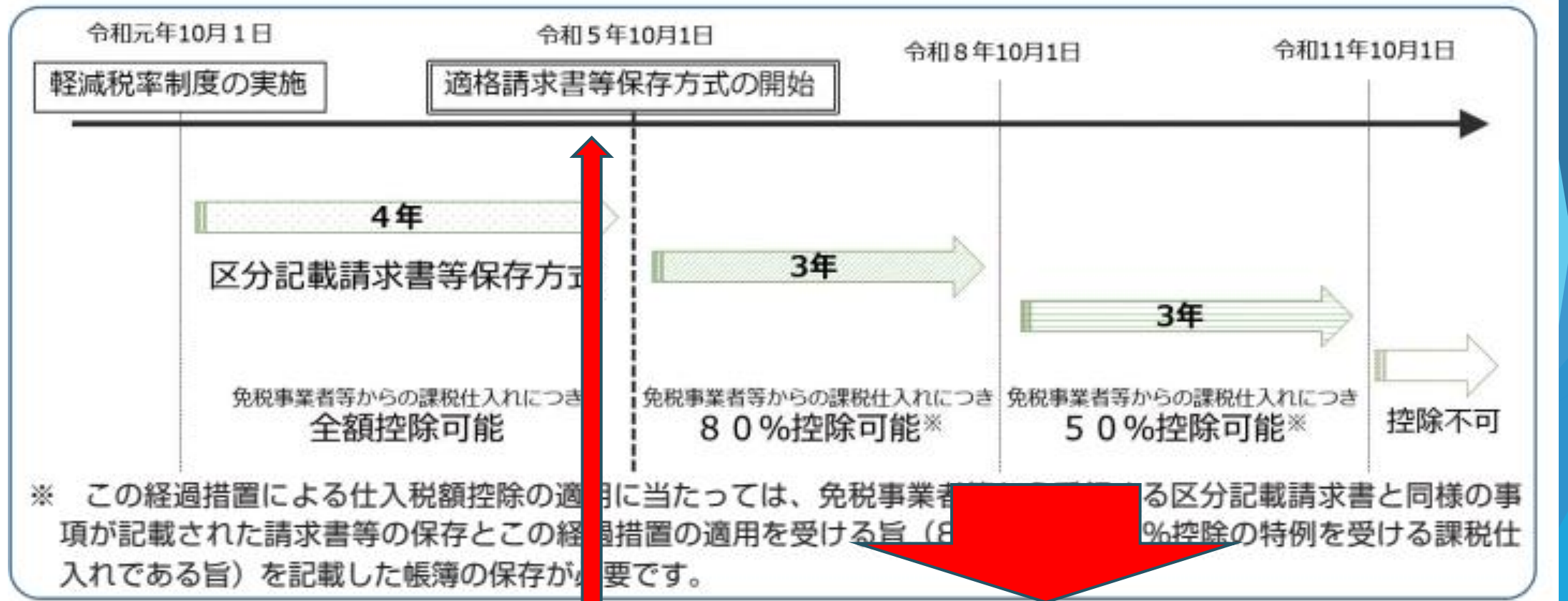
毎月発生する取引については、ある程度確認できるかもしれませんが、臨時的に発生する可能性のあるものも頭に入れておく必要があります。



福利厚生費、交際費、旅費交通費など不特定の取引先から受け取るもの。電子マネー決済の経費も注意。

電子取引にも注意。メールやFAX（受信してそのまま保存しているもの）で受け取るもの、ネットでの購入など。

未登録事業者への支払の特例



現在

段階的（3年ごと）に縮小していく。
（納付税額が増える）

先ほどの例でみると・・・



この場合に納付する消費税額は？

現在 2,000円 - 1,000円 = 納付税額 1,000円

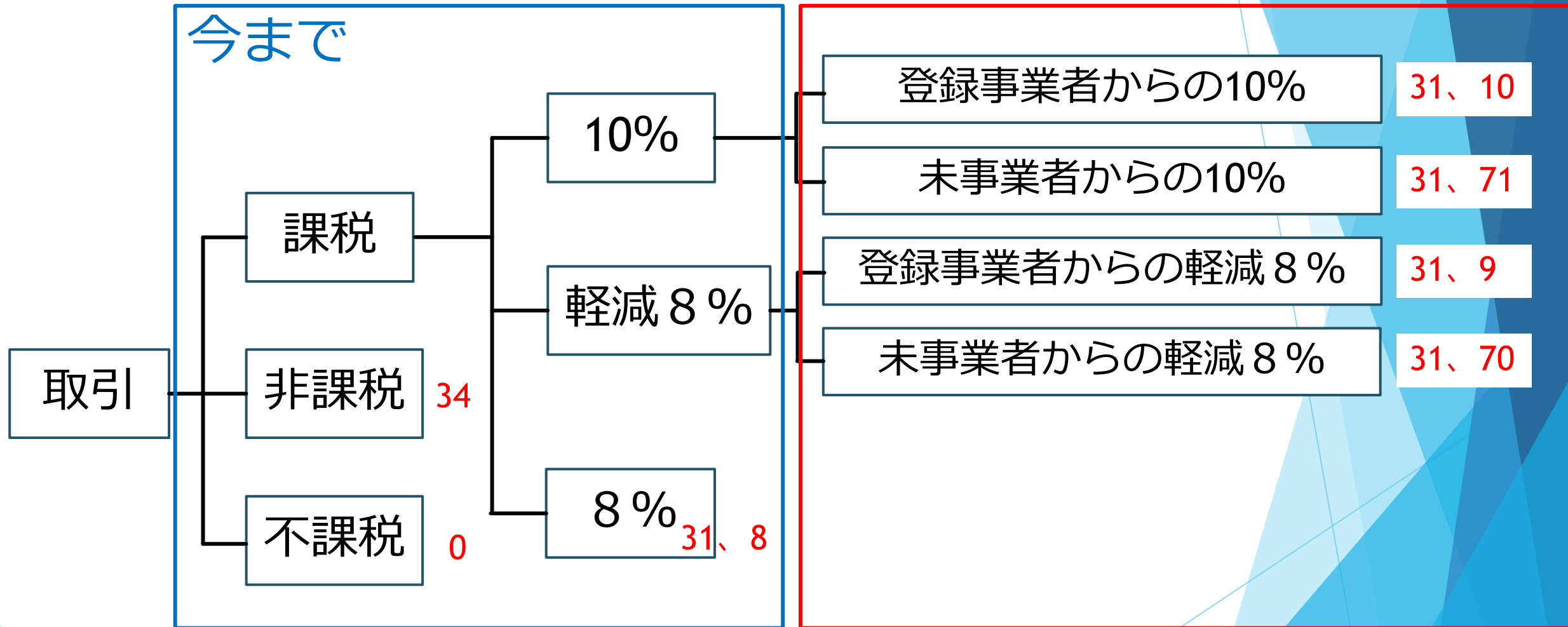


令和5年10月～	-	800円	=	1,200円
令和8年10月～	-	500円	=	1,500円
令和11年10月～	-	0円	=	2,000円



今後の会計処理の注意点

新たな区分



入力の際にどの区分に該当するのかを注意する必要！

支払い側としての注意点、特例の確認

- ▼帳簿のみの保存だけで仕入税額控除が受けられる場合
- ▼少額取引の特例（一定規模事業者に対する事務負担軽減）
- ▼10月1日をまたぐ取引
- ▼立替金の対応
- ▼賃借料の取扱い（家賃等）
- ▼リース料の取扱い
- ▼カード会社からの利用明細書
- ▼交通系 I C カードのチャージ代の取扱い

帳簿のみの保存だけで仕入税額控除が受けられる場合

インボイスが無くてもいい場合

- ① 公共交通機関特例の対象としてインボイスの交付義務が免除される **3万円未満の公共交通機関による旅客の運送**
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ **古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者から**の古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入 ※
- ④ 質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得 ※
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入 ※
- ⑥ インボイス発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入 ※
- ⑦ インボイスの交付義務が免除される **3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等**
- ⑧ インボイスの交付義務が免除される **郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス**（郵便ポストに差し出されたものに限ります。） ※
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、**日当及び通勤手当**）

※相手方がインボイス発行事業者である場合は、インボイスの交付を受け、それを保存する必要があります。

少額取引の特例（一定規模事業者に対する事務負担軽減）

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
➡ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

令和5年10月1日
～令和11年9月30日までの特例
(期間限定)

規模限定
(基準期間又は特定期間)

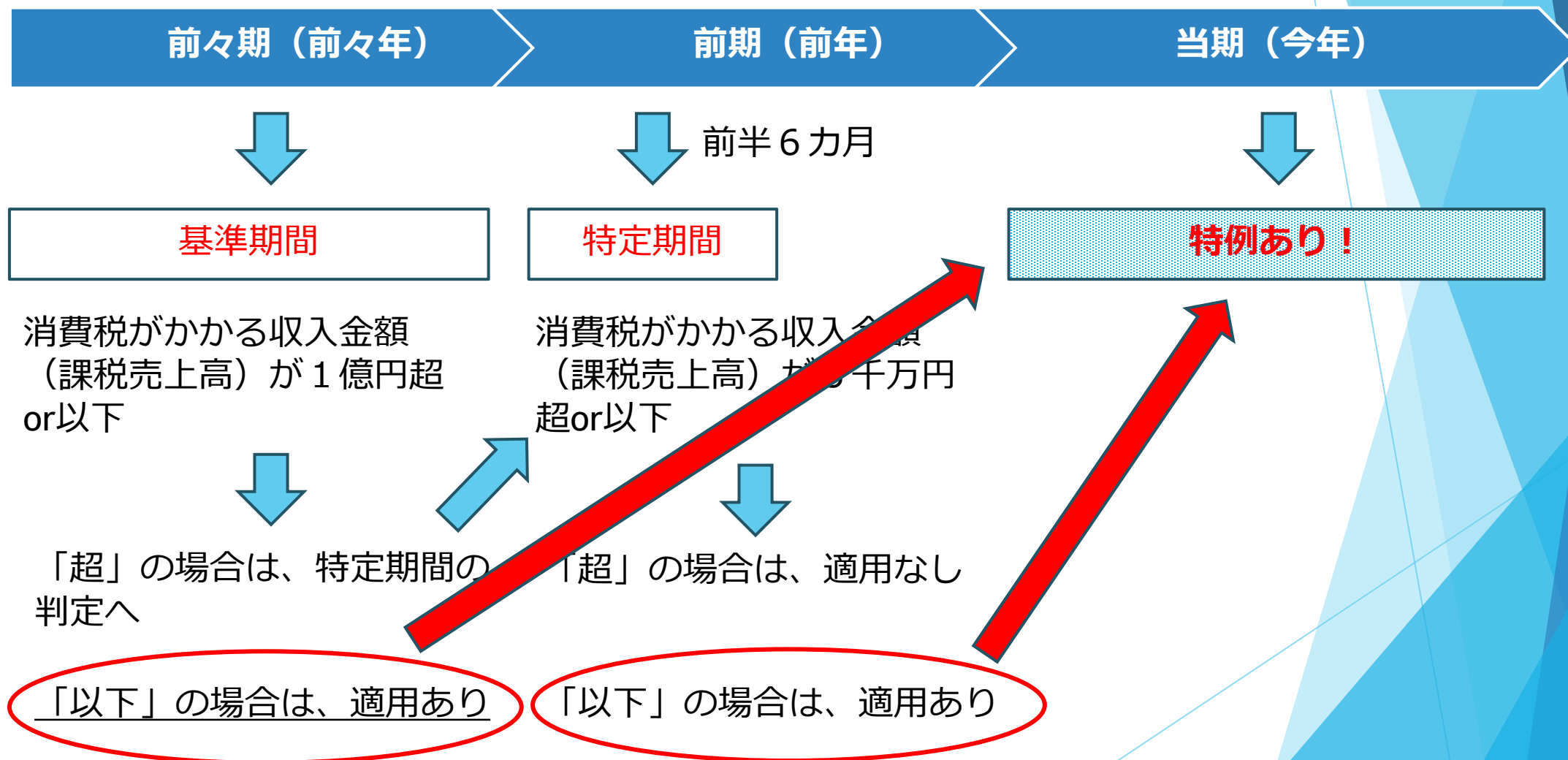
税込判定、1回の取引合計で
1万円未満

一定の事項を記載した帳簿の
保存？

【参考2】「帳簿のみ保存の特例」の適用を受ける帳簿の記載として充分と考えられる例

年月日	借方/貸方	摘要
令和5年 10月2日	(旅費) / (現金) 2万円 / 2万円	従業員に支給する出張費、新幹線代 ※「帳簿のみ保存の特例」適用

少額取引の特例があるかの確認



一定の事項を記載した帳簿の保存？

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

- ・ 仕入れの相手方の住所又は所在地（一定の者を除きます。）

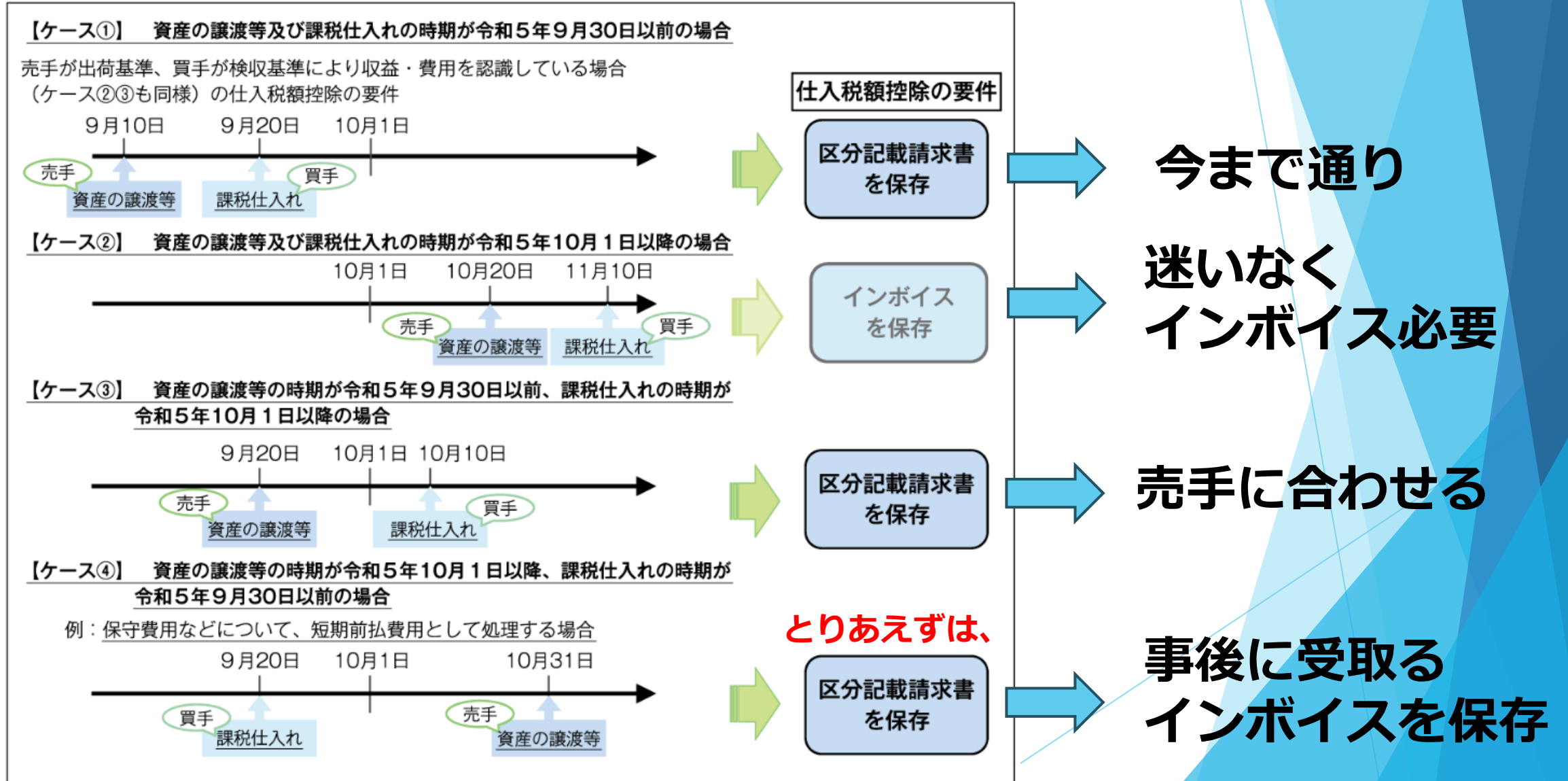
例：⑦に該当する場合、「〇〇市 自販機」、「××銀行□□支店ATM」



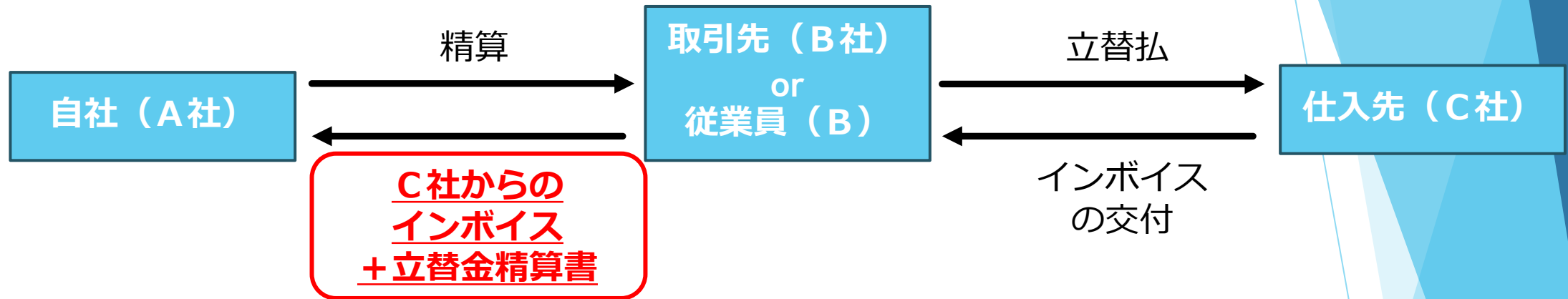
元帳の摘要欄への入力が必要
(インボイスを保存しない場合)

期間をまたぐ取引

【図5】 課税資産の譲渡等及び課税仕入れの時期とインボイス対応



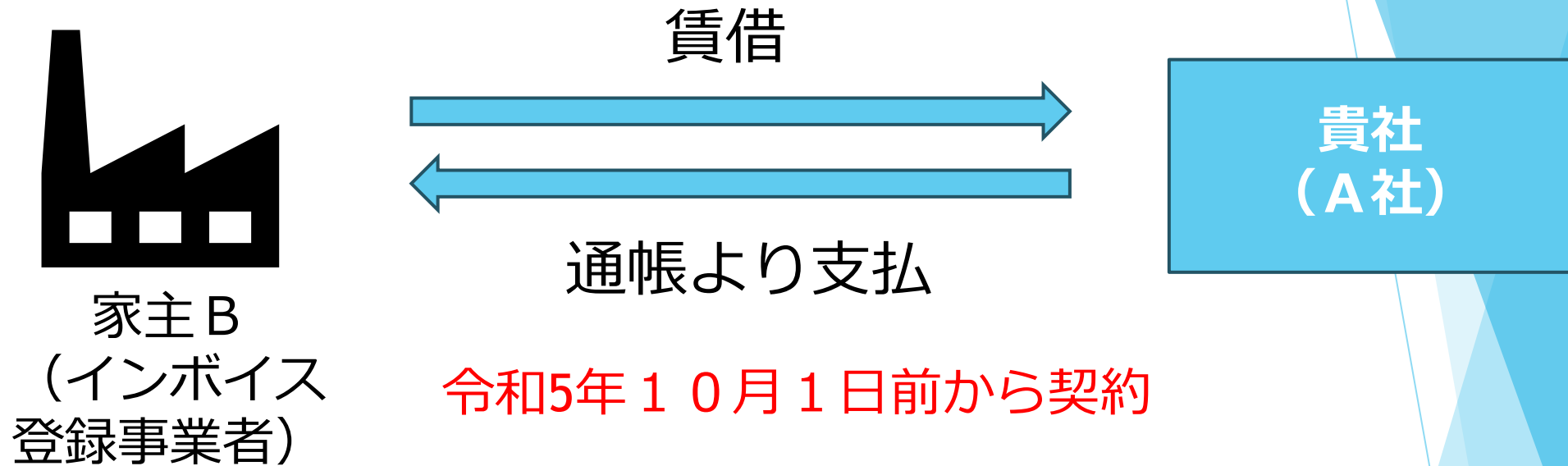
立替金の対応



自社が、C社から立替払をしたB社又はB宛に交付されたインボイスをB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付されたインボイスとすることはできません。

立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、そのインボイス及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります。

賃借料の取扱い（家賃等）



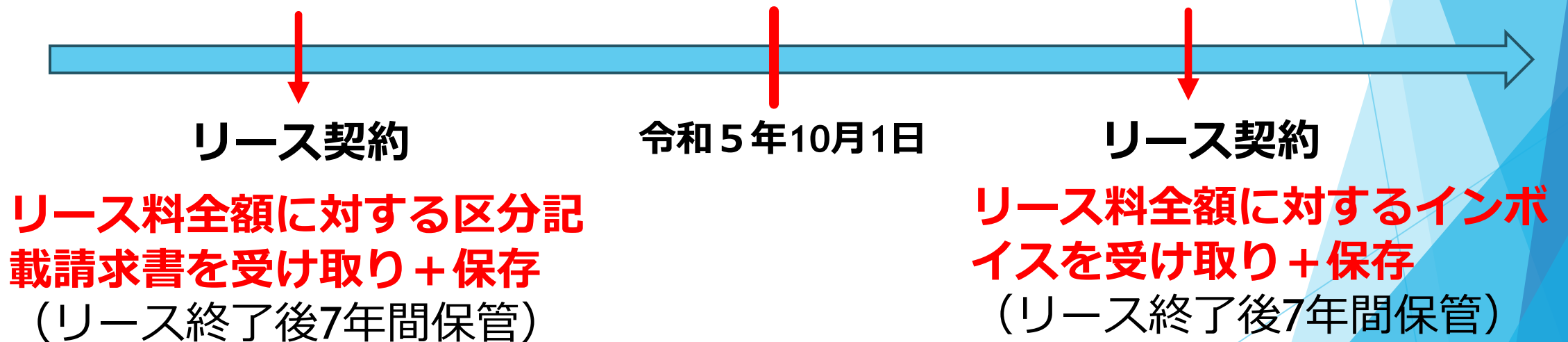
仕入税額控除を
受けるために

- ① 賃貸契約書（現在保管しているもの）
- ② ①に不足している事項の通知書を発行してもらう（登録番号、税率、消費税額など）
- ③ 口座振替の場合は通帳の保存、振込の場合は、振込金受取書を保存

リース料の取扱い

リース料を支払の都度、リース料として経費処理している場合

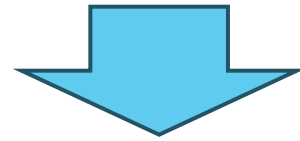
所有権移転外リース取引（一番多いリース形態）は、原則、リース物件の納品日に全額仕入税額控除を行う。ただし、賃借人が支払の都度経費処理している場合には分割控除を認めている。⇒**ここは変わらない！**



上記の通り保管することで、リース料として処理した都度仕入税額控除が可能

カード会社からの利用明細書

カード会社から受け取る利用明細書は、カード会社への年会費及び明細発行手数料を除き、インボイスには該当しません。



クレジット決済する際に受取る領収書（インボイス）が必要です。会計処理は、カード明細を見て行いますが、あくまでも明細であってインボイスには該当しません。これは、以前から同様です。

ここは、特に社長等経営陣が気を付けるべき点です！インボイスがなくても良いのは、先ほどの9つ限定です！

交通系 ICカードのチャージ代の取扱い

会計処理

	チャージ時	使用時	期末
原則	貯蔵品 (不課税)	交通費 (課税仕入)	—
実務上	交通費 (課税仕入)	—	貯蔵品 (課税仕入れ の戻し)

インボイスとの関係

	チャージ時	使用時
交通費	交付されず	不要取引の 可能性大
物品購入		必要

インボイス制度が始まってからは、原則の会計処理が正しい。特に、**物品購入の際には、必ずインボイスを受け取ってください！**

電帳法への対応
～電子取引の保存について～

電帳法への対応

電子帳簿保存

スキャナ保存

任意（会社の選択です）

電子取引

全事業者に強制適用

電子取引データを漏れなくどのように電子保存していくこととするのかを検討する必要があります。

令和6年1月1日より適用開始（宥恕期間終了）

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります (PDF やスクリーンショットによる保存も可)。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) 又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

自社の電子取引の対象確認

- 電子メールで送受信している請求書や領収書
- Amazon、楽天、モノタロウ等のインターネットサイトで物品購入している
- 公共料金の請求内容は紙ではなく、インターネットで確認している
- クレジットカードの利用明細をインターネットで入手している
- PayPay等電子決済サービスを利用している
- 従業員がネットで購入した旅費を立替払い精算している
- 電子請求書や電子領収書等を受領している
- 複合機で取引情報を含むFAXを電磁的に受け取って紙を出力していない
- 大手メーカーとの取引に専用のシステムを利用している
- 請求データをインターネットで入手している

消費税のインボイスとも関係するため、
状況把握が大切。

✓ どのように保存する必要があるのか？ ⇒ 主に2つの要件

1◆ 改ざん防止のための措置をとる 真実性の要件

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

2◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする 可視性の要件

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※ 2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



一番簡単な「改ざん防止のための事務処理規程を定める」方法が実務的。コストがかからない。

✓ 改ざん防止のための措置について

◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



税制改正により、5,000万円以下である事業者になった。

✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店㈱	注文書
3	20210228	330000	国税工務店㈱	領収書
...
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店㈱	領収書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

20210131_110000_㈱霞商店.pdf
20210210_330000_国税工務店(株).msg
20210228_330000_国税工務店(株).pdf
20211217_220000_㈱霞商店.msg

(例) 2021年1月31日 ㈱霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_㈱霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

索引簿(サンプル)

Excel管理の一例

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
②	20210210	330000	国税工務店㈱	注文書
③	20210228	330000	国税工務店㈱	領収書
④				
⑤				

Excelと自社のPC又はサーバーで管理する方法がコストがかからず一般的。「JDL IBEX電子取引データ保存」ソフトも使用可能です。ただし、無償のソフトのため、自動での読み取り機能はありません。自社でソフトを購入することも選択肢の1つ。

PDFファイルに番号をつけて保存する

Mパートナーズとしての対応

JDL IBEX 出納帳、会計、出納帳major



電子取引保存用のソフトがついてきます。

※上記以外のソフトを利用又は他社ソフトや何も利用していない場合



JDL IBEX 出納帳majorをダウンロードして利用する。
このソフトは、無償です。ぜひ一度お試しを！

まずは、ダウンロード

JDL IBEX 出納帳 Major

● サイトマップ

今すぐダウンロード

[JDL IBEX出納帳Major TOP](#) > [ご利用方法・お申込み手続き](#)

製品特長 >

仕様・動作環境 >

サポートのご案内 >

ご利用方法・お申込み手続き >

ご利用方法 >

ご利用お申込みに関するQ&A >

会計事務所のお客様へ >

ご利用サポート >

ご利用方法・お申込み手続き

JDL IBEX出納帳Majorは、現金出納帳などの帳簿をつけるだけで、帳簿データから仕訳を自動生成し、試算表や決算書などの財務諸表が作成できる無償の会計ソフトです。

24時間、365日、いつでもお申込みができますので、お申込み完了後に直ぐにソフトウェアをダウンロード（インストール）してご利用いただけます。



記帳から決算まで!

JDL IBEX 出納帳 Major®

フルスペック無償版

無償 今すぐダウンロード ↓

メイン画面

JDL IBEX電子取引データ保存

データ登録 | 会計事務所へ送信 | マニュアル | メニュー

表示年月: 令和5年7月 | 訂正 | 削除 | 取出 | 日付 古い順

すべて	合計	1件
見積書	合計	1件
大同生命		1件
発注書	合計	0件
納品書	合計	0件
受領書	合計	0件
請求書	合計	0件
領収書	合計	0件
見積書(自社発行)	合計	0件
発注書(自社発行)	合計	0件
納品書(自社発行)	合計	0件
受領書(自社発行)	合計	0件
請求書(自社発行)	合計	0件
領収書(自社発行)	合計	0件
その他	合計	0件

データ登録ボタンから
電子取引データの登録を行ってください
(この画面にドロップする事もできます)

条件検索 | データ数: 0件 | 合計金額: ¥0 | リスト | サムネイル

使い方は簡単

①保存したいファイルを選択又はドロップする。

②右枠に、日付・取引先・金額を入力する

③「データを登録する」を選択

バックアップは、自社で行う必要あり。クラウドではありません！

JDL IBEX電子取引データ保存

フォルダ切替

マニュアル

データ一覧に戻る

ドロップしたファイル表示中

最終更新日 新しい順

0621_マネーフォワードクラウド申込書(税理士法人Mパートナーズ)_0060o00001qqKmoAAE

データ登録

日付

種類

発注書

取引先

未選択

金額

データ数：1件

リスト サムネイル

データ登録する

まとめ

もう期限はそこまで迫っています。
再度、自社の対応状況を確認してください。
ソフトのバージョンアップができているか、
求書、領収書等対応が完了しているかなど 請

迷ったら、ぜひご相談ください！